

東京の総合的な交通政策のあり方検討会設置要綱

(制定) 平成26年5月22日付 26都市基交第49号
改正 平成26年7月16日 26都市基交第154号決定

(設置)

第1条 「世界一の都市東京」の実現のため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催時のもとより、大会開催後も見据え、東京の総合的な交通政策を検討することを目的として、東京の総合的な交通政策のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 検討会は、別紙に掲げる委員により構成する。

(座長及び副座長)

第3条 検討会に、座長及び副座長を置き、知事の任命によりこれを定める。

- 2 座長は、検討会を招集し、議事を総理する。
- 3 座長は、必要に応じて委員以外の者に対して検討会への出席を求め、意見を聴取することができる。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(幹事会及び部会)

第4条 検討会は、検討すべき内容に係る調整等を行うため、検討会の下に幹事会を設ける。

- 2 検討会は、必要に応じ、個別課題の詳細を検討するために、部会を設置することができる。

(会議の公開)

第5条 検討会及び検討会の資料は、公開する。ただし、座長が公開を不相当と認めるときは、この限りではない。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、都市整備局都市基盤部交通企画課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し、必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月16日から施行する。

「東京の総合的な交通政策のあり方検討会」委員名簿

座長	岸井隆幸	日本大学大学院理工学研究科教授
副座長	安藤立美	東京都副知事
副座長	前田信弘	東京都副知事
委員	屋井鉄雄	東京工業大学大学院総合理工学研究科教授
委員	竹内健蔵	東京女子大学現代教養学部国際社会学科教授
委員		東京都政策企画局計画部長
委員		東京都青少年・治安対策本部治安対策担当部長
委員		東京都オリンピック・パラリンピック準備局輸送担当部長
委員		東京都都市整備局長
委員		東京都都市整備局技監
委員		東京都都市整備局理事
委員		東京都都市整備局企画担当部長
委員		東京都都市整備局都市づくり政策部長
委員		東京都都市整備局景観・プロジェクト担当部長
委員		東京都都市整備局都市基盤部長
委員		東京都都市整備局交通政策担当部長
委員		東京都都市整備局航空政策担当部長
委員		東京都環境局都市地球環境部長
委員		東京都建設局道路保全担当部長
委員		東京都建設局道路計画担当部長
委員		東京都港湾局開港調整担当部長
委員		東京都交通局企画担当部長
委員		警視庁交通部交通規制課長
委員		警視庁交通部交通管制課長